

(様式第2号)

仕様書に対する質問・回答書

令和8年6月2日

公告番号	観 第 3 1 号
業 務 名	韓国「小都市・岡山」プロモーション等の実施に係る業務
質 問 事 項	業務の一部を再委託することは可能でしょうか。
回 答	委託業務の全部を一括して再委託することは認められませんが、業務の一部を再委託することは差し支えありません。 なお、業務の一部を再委託する場合は、契約締結時に再委託先の業務内容、体制及び責任者を明らかにした上で、予め県に報告し、その承認を得る必要があります。